税収の確保と納税の公平性の維持

税徴収強化の取り組みについて

平成27年度の集合税納税通知書および第1期納付書を6月15日に発送しました。

氷川町では、税負担の公平性を維持するために、滞納額の減少に向けたさまざまな取り組みを行っています。

厳格・公正な滞納処分

相談や納付も無い人には、次のような厳格・公正な滞納処分を実施し、滞納税額の圧縮を図っています。

また、7月1日から熊本県と協定を結び、県税および市町村税の徴収を共同で実施することになりました。今後は、熊本県と共同で税の徴収強化を図ります。

①給与などの差し押さえ

・町は勤務先に給与や賞与などについて調査の上、差し押さえを執行します。

・勤務先から支給される給与などのうち、差し押さえが禁止されている部分を除いた額を、勤務先から直接入金してもらい、滞納している税金に充てます。

②預貯金の差し押さえ

・町は預金口座から直接引き出して、滞納の税金に充てます。

・差し押さえ後は、預貯金の引き出しや自動振替などができません。また、金融機関などから即時弁済などを求められることがあります。

③生命保険の差し押さえ

・保険事由（入院など）が生じても、保険金を受け取ることはできません。

・保険を解約することもできなくなります。

・税金が完納されないときは、町は保険を解約して解約返戻金を滞納の税金に充てます。

④不動産の差し押さえ

・滞納者所有の不動産を差し押さえて、町が公売により徴収します。

・差し押さえについては、抵当権などを設定している金融機関などにも通知しますので、銀行から新規融資の凍結、全額即時弁済を求められることがあります。

⑤動産の差し押さえ

・滞納者宅や事務所を訪問し、自主的な納付がない場合、捜索して換価（金銭に換えることができる）価値のある財産を差し押さえます。

・差し押さえを執行後、動産を公売により換価し、滞納の税金に充てます。

差し押さえられた財産は

公売会の開催

県と市町で合同公売会を開催し、税金の滞納で差し押さえられた動産などが競りにかけられているところです。

タイヤロック装置

保有している自動車も差し押さえの対象となることがあります。一度差し押さえられた自動車は、滞納額（督促料、延滞金を含む）全額が納付されないと、差し押さえの解除ができません。

これ以外にも財産調査により財産を発見次第、差し押さえを執行します。

どうしても納められない場合は相談を

生活状況により一度に納税することが困難な人や、失業・病気などにより収入が無い人については、役場税務課窓口にて随時納税相談を実施しています。特別な理由もなく滞納を続けられますと、他の納税者との公平を保ち、大切な町税を確保するため、やむなく財産（給料、預金、不動産など）を差し押さえることになります。法律では「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は、「財産を差し押えなければならない」と定められています。一度差し押さえられた財産は、原則、滞納額（督促料、延滞金を含む）全額が納付されないと、差し押さえの解除ができません。

お問い合わせ先：税務課　☎52-5853（直通）

持続可能な介護保険制度の構築へ

介護保険制度改正について

介護保険制度の維持やサービスの質の確保・向上のため、平成27年度に介護保険制度が改正されました。平成27年8月からの制度改正に伴う変更点についてお知らせします。

利用者負担割合が変わります

本人の合計所得金額が160万円以上（年金収入に換算すると280万円以上）の人は、介護サービスを利用した時の利用者負担割合が現行の1割から2割に変わります。

ただし、同世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は、1割負担となります。

なお、対象となる人は、平成27年8月1日以降にサービスを利用された時から2割負担となります。

※詳しくは、下記のフローチャートをご覧ください。

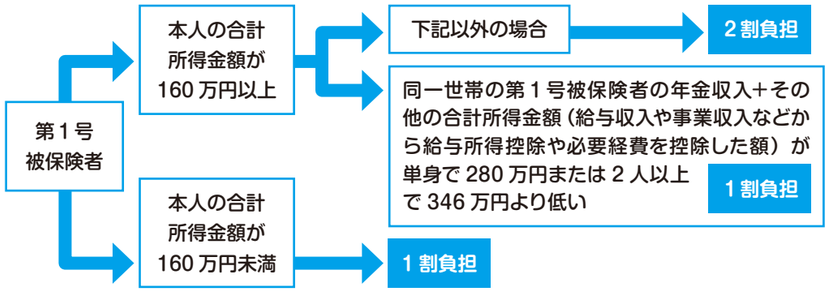

月ごとの負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。

1カ月に支払った利用者の負担の合計が上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

今回の改正で、特に所得の高い現役並み所得相当の人がいる世帯については、負担の上限が3万7200円（月額）から4万4400円（月額）に引き上げられます。

負担限度額認定に係る適用条件が変わります

施設に入所している低所得者の人は食費と居住費が軽減されていますが、平成27年8月から適用条件が変わります。

これまで住民税非課税世帯であることが適用条件となっていましたが、今後は次のとおりとなります。

①別世帯に配偶者がいる場合その配偶者が住民税非課税者であること

②預貯金などの資産が、単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下であること

【お問い合わせ先】
健康福祉課 介護保険係
☎52・5852（直通）

介護保険を滞納すると…

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、**通常は掛かった費用の1割**ですが、介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は、介護保険の大切な財源となっていますので、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると（給付の償還払い化）

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分**(費用の9割)**が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると（支払の一時差止）

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた介護保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると（保険給付率の引き下げ）

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。